

| | |
|--------------|---|
| Title | 宝永元年大和川付替手伝普請について |
| Author(s) | 村田, 路人 |
| Citation | 待兼山論叢. 史学篇. 1986, 20, p. 21-44 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/47993 |
| rights | |
| Note | |

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

宝永元年大和川付替手伝普請について

村 田 路 人

はじめに

本稿は宝永元年（一七〇四）に大名手伝普請として行なわれた大和川付替（川違）普請の実態を明らかにすることを目的にしている。

大和川付替普請は、近世における大規模な河川普請としてつとに有名である。付替以前の大和川は、河内国志紀郡船橋村で北流する石川を合わせて西北に向かい、同弓削村で長瀬川・玉串川に分かれるが、両川は同国若江郡森河内村において再び合流し、平野川を合わせたのち大坂城の北で淀川と合していた。付替普請は大和川を船橋村から西流させ、堺の北で海に注がせるといったものであった。付替工事として、新川開鑿によって流れを断ち切られることになる狭山西除川と大乗川の流れを変更し、新川に並行してその南側に悪水井路（落堀川）を掘ったほか、十三間川を掘足して新川に注がせた（図1参照）。

古代以来、旧大和川筋の住民はたびたびの水害に悩まされていたが、一七世紀には同国河内郡今米村九兵衛・甚

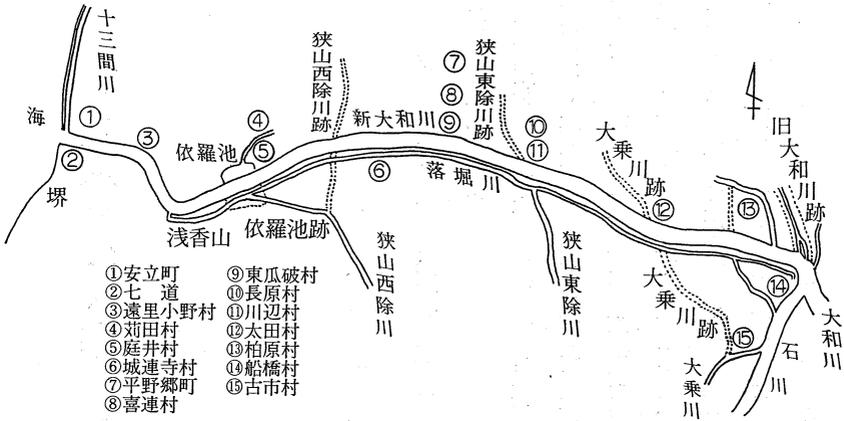


図1 大和川付替図

(注) 1) 大阪市史編纂所蔵「大和川・石川・狭山東西除川絵図 全」(明治34年[1901]11月写)をもとに作成。

2) 点線は付替によって消滅した川および池跡。

兵衛父子の粘り強い訴願運動と、旧大和川筋の新田化によって年貢増収をもくろむ幕府の意向とにより付替が実現したものである。普請は当初播磨国姫路藩主本多忠国に命じて行なわせたが、普請開始後約一カ月たった宝永元年三月、忠国が死去したため、幕府と五大名(摂津国三田藩主九鬼隆方、和泉国岸和田藩主岡部長泰、播磨国明石藩主松平直常、丹波国柏原藩主織田信休、大和国高取藩主植村家敬)が普請を継続し、同年一〇月に終了した。

さて、大和川の付替がきわめて大規模な普請で、その影響も図り知れないものであったため、従来それについて言及されることが少なくなかった。包括的なものとしては畑中友次『大和川付替工事史』⁽¹⁾があるし、新旧大和川沿岸市町村では地方史編纂の際に必ず一章ないし一節が付替普請について割かれてきた⁽²⁾。また、付替がもたらした影響について論じた研究もある⁽³⁾。

しかし、これまで大和川付替普請について書かれたも

のをながめて気付くことは、普請そのもの、すなわち普請の実施過程を本格的に検討したものがないということである。付替の影響を取扱った研究はもちろんのことだが、地方史類の記述もだいたいパターンは一定しており、九兵衛・甚兵衛父子を中心とする付替推進運動、あるいはまた、それに対する反対運動を記したのち、ごく簡単に普請の概略を述べ、最後に付替によって新たにできた新田について解説を行なうというものである。⁽⁴⁾ また、記述がパターン化しているのは無批判的に先行研究(『大阪市史』一など)に拠りながら記述しているためでもあり、そのため同様の誤りを犯している場合が往々にしてある。

本稿ではこのような状況をふまえ、付替普請の実態をできるだけ具体的に描き出したいと思う。そのためには、新川周辺村々に残された史料、幕府側の史料、手伝大名の史料が総合的に利用されねばならないが、ここでは新川周辺村々の史料を主に用いて叙述を行なうことにする。手伝大名の史料としては、柏原藩織田家「日記」⁽⁵⁾がまとまったものとしてあるが、この史料を用いた、手伝大名の普請役に対する対応という側面からの考察は近いうちに別稿で行なう予定である。

一 姫路藩本多氏による普請

元禄一六年(一七〇三)一〇月二八日、幕府は大和川付替普請の手伝大名と担当役人を決定した。手伝大名は姫路藩本多中務大輔忠国(一五万石)、普請奉行は目付大久保甚兵衛忠香・小姓組伏見主水為信の両名であった。この他、若年寄稻垣对馬守重富・勘定奉行荻原近江守重秀・同中山出雲守時春・上方代官方年長十郎頼治が「御普請御用」を仰せ付けられた。⁽⁶⁾ 稻垣・荻原は同年四月～五月に江戸～長崎間の往復の途中、当時の大和川筋および新川

予定地を見分しており、また中山は元禄一一年に大坂の川普請を担当し、一二年四月から一五年一月まで大坂町奉行の職にあった。⁽⁸⁾ 万年も、当時摂津・河内兩國の堤奉行を兼任しており、稲垣以下三名が長崎に下ったあと、新川予定地を同職小野朝之丞とともに見分してゐる。⁽⁹⁾

このように、普請担当者の多くが当該地域の地理に詳しかった。なお、万年は普請中絶えず大久保・伏見とともに普請の指揮にあたり、のちに見る柏原家文書や織田家「日記」では、大久保・伏見と同様普請奉行として扱われている。彼は堤奉行の経験を生かして、当該地域の事情にあまり通じていない兩人を助け、実質的には最も主導的な役割を果たしていたものと見られる。

翌宝永元年正月一五日、大久保・伏見の兩名は江戸城にて、任地に赴くために暇を賜わり、金・時服・羽織を拝領した。⁽¹⁰⁾ 彼らが任地に到着したのは二月上旬であった。万年はこれより先、正月上旬に江戸を発ち、同一八日には新川筋村々の代表を召出して、付替が決定したこと、大久保・伏見の兩人が追っ付け到着することなどを申し渡している。⁽¹¹⁾

三人は普請役所を摂津国住吉郡喜連村に置いた。同村は新河道のほぼ中間点のやや北に位置し、普請の指示・監督を行なうのに都合のよい場所である。また、平野郷に近接しており、大坂との往復も容易であった。二月一六日、万年は大坂から喜連村までの宿々庄屋・年寄中に宛てて、人馬（人足二人・馬五疋）徴発の朱印状を添えた廻状を廻し、「今日摂州喜連村□参候間、御朱印人馬村々ニ而無相違可出之候」と命じている。⁽¹²⁾

三奉行が新河道を示すための榜所を立て始めたのは翌々日の一八日で、この日は船橋村から川辺村まで立て、一九日は雨のため中止、二〇日に海辺である住吉郡七道まで立てた。この榜所は胴回り一尺ほどの大竹に厚紙で作っ

表1 姫路藩の派遣役人

| 役名 | 役人または人数 |
|-------|---------------------|
| 頭行人目付 | 藤江善右衛門 |
| 奉行廻目合 | 服部将監 |
| 奉役廻目合 | 生駒市郎兵衛、中持与惣、多門伝十郎 |
| 大請場横 | 小柳津助右衛門、柳瀬八郎左衛門 |
| 大請場横 | 坂口茂右衛門 |
| 大請場横 | 奥平弥三郎 |
| 大請場横 | 吉田源助 |
| 大請場横 | 今木安右衛門、玉井藤太夫、童丸六郎 |
| 大請場横 | 太夫、村井清兵衛、小野奥右衛門他30名 |
| 歩行目付 | 10名 |
| 歩行、目付 | |
| 歩行、目付 | 305名 |
| 歩行、目付 | |
| 歩行、目付 | 360名 |
| 歩行、目付 | |
| (計) | 360名 |

(注) 畑中友次『大和川付替工事史』p.41~42より作成。

た吹抜きを付けたもので、一〇町に一本ずつ新河道の中心線に立てられた。この長さは一三二町であった。その後、万年の手代が一町に一本ずつ大竹を立て、それを中心に五〇間ずつ南北に水縄を引き(この結果、川幅は一〇間となる)、杭を打って河道となるべき地を示した。⁽¹³⁾

こうして普請の準備が整い、いよいよ普請開始となるわけである。鍬初めの日については、従来二月一日とし

たり、二月二日としたりしてきたが、「御手鑑」⁽¹⁴⁾の記

述に依拠して二月二七日とした『松原市史』一の見解に

従いたい。鍬初めが測量以前であるはずはなく、また

「御手鑑」中の「六十三、川筋并国役堤」の項に示され

た普請経過は簡略ながら、現地村々の史料と照らし合わ

せてもかなり信用のおけるものであるところから、二月

二七日鍬初めというのが妥当であろう。なお、「河内堺

新川絵図」(『堺市史』三所掲)にも同日鍬初めと記され

ている。

本多氏は普請を始めるにあたり、家臣を現地に派遣し

た。『大和川付替工事史』によれば、派遣役人の内訳は

表1のようであった。

さて、普請の大まかな経過について、「新大和川堀割

「由来書上帳」は次のように記している。

御普請不殘御送代被仰付、御家中大勢御出、^(手伝)傍所筋川下る水盛被成、日暮候得ハ其村ニ御泊リ、右御普請中御役屋敷板かこひニ出来、およそ三ヶ年之御積リニ御拵被成候

右御家中懸リく御目論見済次第川下海辺より遠里小野村表江拾町程御普請始り、大方右之分御普請出来時分 中務大輔様御逝去被成、御普請止申候

すなわち、本多氏の家臣によって川下から水盛が行なわれ、それが終わりに次第川下から普請が開始された。この水盛とは、万年の手代が一町毎に竹を立てたあとをうけ、より密に榜示杭を打ったり、縄張りを行なったりしたことであろう。また、あとで見ると、落堀川の水盛もその内に含まれている。姫路藩は三年がかりの普請との心積りで、役屋敷も板囲いしていたが、遠里小野村まで一〇町ほど掘ったところで忠国が死去し、普請は中絶した。忠国の死去は、『寛政重修諸家譜』一一、『徳川実紀』宝永元年五月一〇日条によれば三月二一日である。普請着手後一カ月にも満たぬうちに普請が中絶することになったのである。

忠国の死に関しては、従来の付替普請について触れたもののほとんどが、突如として死去したと表現している。しかし、それは正確ではない。「柳營日次記」二月一八日条には、「本多中務大輔於在所病氣付而医師奥山立庵療治願付被遣之」とあり、二月一〇日前後にはすでに病の床にあつたのである。病状は当初よりかなり重く、同二八日には国元に幕府から病氣見舞の奉書が届いている。⁽¹⁵⁾あとでも触れるが、忠国の死去によって三大名(岡部・九鬼・松平)が普請手伝を命じられるのは四月一日である。これは忠国死去の報が江戸にもたらされたのとはほとんど同時か、その直後である。幕府が迅速に後任の手伝大名を決定し得たのは、早くから重病の報が幕府に伝わって

たからであらう。

ところで、本多氏による手伝普請の具体的な内容が、宝永元年一月「河州志紀郡太田村川邊御普請ニ付人足諸色入用帳」(柏原家文書)にわずかながら示されている。これは、普請の初期から新大和川完成後の一月までの間に太田村幕領方が負担した人足賃銀および諸色代銀を記したものである。いま、人足賃銀の各項目について書出してみると表2のようになる。

表から、三月三日に本多氏家臣二名による新川筋絵図作成、同七日〇九日に同じく多門・村井による新川水盛、同一四日に多門による悪水堀(落堀川)水盛がなされたことがわかる。太田村は船橋村に近いところにあり、新川上流部に位置する村である。三月三日、同七日〇九日、同一四日といえ、もちろん川口付近の普請の真最中であるが、その頃上流部ではまだ新川筋絵図の作成や新川および悪水堀の水盛が行なわれていたわけである。これは、下流部から上流部にかけて順次水盛が行なわれ、それが終わりに次第普請に取り掛かったことを示しており、先の「新大和川堀割由来書上帳」の記述が正しいことを裏付けている。なお、表1によれば、多門は請込役人、村井は「普請宜しく可申付候」の一員であった。

次に、本多氏の行なった一〇町分の普請の出来についてであるが、これはあまり完全なものではなかったようである。普請中の八月三日、万年・伏見・大久保の三奉行が、本多氏担当の一〇町、幕府担当の五二町、三大名(岡部・九鬼・松平)担当の六九町(以上計一三二町)のほか、浅香山谷邊、惣堤芝伏、狭山西除川・大乗川切違の六カ所についてそれぞれ入用見積りを行なった「覚」⁽¹⁷⁾を幕府に提出している(表4参照)。このうち、本多氏普請分については、「此場所未改も不仕候、少々土不足之所も御座候、其上此所砂堤ニテ大水之節ハ堤危就奉存候、ねば

| | | | |
|------|-----------|--|---------|
| (21) | 4/9~4/18 | 「太田源五郎殿御普請丁場御勤ニ成候間、挾箱弁当持ニヤとい申候人足ちん十日分」 | 20 |
| (22) | 4/11~4/20 | 「御普請御払銀段々土蔵へ御詰被成候ニ付、毎夜人足式人ツ、土蔵前番仕候人足四拾人之日用代」 | 60 |
| (23) | 4/12 | 「池甚五右衛門殿大坂へ送り人足四人之日用代」 | 8 |
| (24) | 4/19 | 「太田源五郎殿大坂へ送り人足四人之日用代」 | 8 |
| (25) | 4/19 | 「万年長十郎様御役人大坂へ御帰御伝馬人足九人之日用代、但し御知行方割符」 | 18 |
| (26) | 4/21 | 「池甚五右衛門大坂へ送り人足四人之日用代」 | 8 |
| (27) | 4/22 | 「万年長十郎様御役人御両人大坂へ御帰リ伝馬人足八人之日用代、但し御知行高割符」 | 16 |
| (28) | 4/24~4/28 | 「川御奉行様御越ニ付家内庭廻リ掃除人足四拾人日用銀」 | 60 |
| (29) | 4/26 | 「池甚五右衛門殿大坂へ御帰送り人足四人之日用代」 | 8 |
| (30) | 4/29 | 「御奉行様方喜連村へ御移リ被遊候節御伝馬人足式拾式人日用代」 | 22 |
| (31) | 4/29 | 「池甚五右衛門殿大坂送り人足四人之日用代」 | 8 |
| (32) | 5/22 | 「土岐伊予守様・松野河内守様新川御見分ニ御通りニ付道筋掃除人足七人之日用代、老入ニ付老奴五分ツ、但知行方ニ割符」 | 10.5 |
| (33) | 5/23 | 「右〔(32)〕之刻池甚五右衛門殿御出向ニ御出被成候時大坂へ之送り人足四人之日用代」 | 8 |
| (34) | 5/28 | 「御普請御用銀之余リ銀箱喜連村へ持参仕候人足六人之日用代」 | 6 |
| (35) | 6/6 | 「渡辺備中守様新川筋御見分ニ御出之節、太田源五郎殿御出向ニ御出被成候時大坂へ送り人足日用代」 | 8 |
| (36) | 6/8 | 「大田和泉守様新川御見分ニ御出当村ニ御昼休被為仰付候ニ付、道筋掃除并内夫人足共十七人之日用代」 | 30.6 |
| (37) | 6/8 | 「右〔(36)〕之刻御馳走御出向ニ池甚五右衛門殿御出被成、御帰之節大坂へ送り人足四人之日用代」 | 8 |
| (38) | 10/13 | 「万年長十郎様・長谷川六兵衛様新川切通之節御見分ニ御出被成、当村ニ而御昼休、掃除并内夫人足十二人之日用代」 | 21.6 |
| (39) | 10/14 | 「大田和泉守様新川切通御見分ニ御出被成候ニ付、御注進ニ大坂御屋敷へ出申候人足二人之日用代」 | 4 |
| (40) | 10/15 | 「右〔(39)〕之刻御出向ニ大田源五郎殿御出被成候時大坂へ送り人足四人之日用代」 | 8 |
| (41) | 11/8 | 「万年長十郎様新川筋御見分御通、当村ニ御昼休、掃除人足并御伝馬人足、御知行と割符、但廿九人分」 | 24 |
| 計 | | | 1,008.7 |

(注) 宝永元年11月「河州志紀郡太田村川遠御普請ニ付人足諸色入用帳」より作成。

表2 大和川付替普請中に太田村幕領方が負担した人足賃銀

| 項目 番号 | 日 | 記 載 内 容 | 銀 額 (匁) |
|----------|-----------|--|------------|
| (1) | 3/3 | 〔本多中務少輔様御内衆式人新川筋絵図被成候時御出、当村＝御一宿＝付内夫人足日用賃〕 | 2 |
| (2) | 3/7～3/9 | 〔本多中務少輔様御内多門伝十郎殿・村井清兵衛殿其外御役人衆新川水盛＝御出、御料方＝御宿八軒三夜御泊リ＝付内夫人足三十人日用賃〕 | 60 |
| (3) | 3/14 | 〔多門伝十郎殿悪水堀水盛＝御出、御料方＝御宿五軒御泊リ＝付内夫人足六人之日用賃〕 | 12 |
| (4) | 3/23～3/24 | 〔御奉行様方御宿之義被為仰付＝付喜連村江御召絵図持参仕候時庄や・年寄・人足昼飯代〕 | 6 |
| (5) | 3/24 | 〔御奉行様方太田村へ御宿之儀被仰付候＝付大坂御屋敷へ御注進＝年寄・人足参候時飯代〕 | 4 |
| (6) | 3/24～3/27 | 〔年寄老人・人足式人諸色買物＝参、三夜逗留之内飯代〕 | 18 |
| (7) | 3/24～3/27 | 〔諸事買物道具大坂へ度々取＝参候人足式拾八人之日用ちん〕 | 56 |
| (8) | 3/25～3/28 | 〔村之内砂持・掃除人足卅人之日用銀〕 | 60 |
| (9) | 3/27 | 〔御奉行様方御引越＝付掃除等為被仰付池甚五右衛門殿御出御帰之送り人足、但し四人分日用賃〕 <small>(被為)</small> | 8 |
| (10) | 3/27 | 〔新川筋水盛＝万年長十郎様御役人御兩人御出、御昼休之時、内夫人足式人日用賃〕 | 4 |
| (11) | 3/28 | 〔御奉行様方太田村へ御移り之日限御注進＝年寄・人足御屋敷へ参候時飯代〕 | 4 |
| (12) | 3/29 | 〔御奉行様方御昼休＝当村へ御出被遊候時内夫人足三人日用賃〕 | 6 |
| (13) | 3/29 | 〔堺へ買物＝遣申人足壹人之日用賃〕 | 2 |
| (14) | 3/29 | 〔御用＝付大坂御屋敷へ御注進人足日用賃〕 | 2 |
| (15) | 3/30～4/29 | 〔御奉行様方当村へ御移り被遊候＝付三月晦日より四月廿九日之晩迄四ヶ所之番屋＝式人ツ、已上八人火廻リ＝毎晩相廻り申人足式百四拾人、老人＝付老奴ツ、但し御知行方割符銀〕 | 120 |
| (16) | 3/30～4/29 | 〔御奉行様三月卅日より四月廿九日迄御逗留中門番老人、内夫老人毎日相勤申候人足六拾人之日用代〕 | 120 |
| (17) | 4/3 | 〔池甚五右衛門殿大坂へ御帰り送り人足四人之日用代〕 | 8 |
| (18) | 4/8 | 〔大田源五郎殿御迎＝年寄・人足大坂御屋敷へ参候日用飯代〕 <small>(本)</small> | 4 |
| (19) | 4/8～4/18 | 〔御代官様方之御役人衆中御普請御助役へ日数十日被成御座候間、内人足遣申七十人日用代、但し旅宿七軒、但し老人ツ、〕 | 140 |
| (20) | 4/9 | 〔池甚五右衛門殿大坂へ送り人足四人之日用代〕 | 8 |

土ニ而腹付三尺仕候積り前方申渡候へとも、其分も未出来不仕候故、平均七分通り之出来与相見へ申候」と述べている。堤防は土不足の上に砂堤で、ねば土による腹付が必要という状態であった。見積りの基準となる一坪あたりの人足賃銀も、幕府担当分と三大名担当分は五匁九分八厘としているのに、本多氏担当分のみ五匁となっている。

二 幕府による普請

本多氏による普請が中絶し、川筋村々では「依之跡御迭代未相極不申、川違も止可申と取沙汰仕候⁽¹⁸⁾」とあるように、代替計画が中止されるのではないかと期待感をもったようだが、幕府役人の手によって普請は継続された。しかし、普請場所は本多氏が行なっていたところを引継いだのではなく、「跡御手伝も極り不申内、川上船橋村より川辺村迄五拾貳丁内、壹丁〳〵のぼりしるし立、御普請被成候、其間ハ長十郎様御手代中大勢奉行ニ御付被成候⁽¹⁹⁾」とあるように、川上五二町であった。この部分は先にも見たように、三月上旬に本多氏役人が水盛を行なったところである。だが、水盛作業は忠国死去までに完了していなかったため、三月二十七日に万年の手代が引続きそれを行なっている(表2の(10))。また、同三〇日には喜連村にいた普請奉行衆が太田村に引越してきた。彼らは四月二十九日まで同村に滞在した(同(15)(16))。このように、幕府は忠国死後ほとんど間を置かず普請準備に着手したのであった。三大名の普請手伝拜命は四月一日だから、まさに「跡御手伝も極り不申内」の普請準備着手であった。これは、忠国の死によって代替計画そのものが中止になるのではないかと一層を封じ込め、計画貫徹の決意を示すためであったのだろう。本多氏とは逆に、川上から普請を始めたのもそのためであると思われる。

幕府による川上五二町分の普請について、さきの史料には万年の手代が大勢奉行を勤めたとある。たしかに、

「人足諸色入用帳」にも三月二七日の新川筋水盛のほか、四月一日・二日に万年の役人(手代)が大坂に向かったことが記されている(表2の(25)(27))。しかし、普請に携わったのは万年の手代だけではなかった。他代官の手代たちも普請に従事した。たとえば、表2によれば、池甚五右衛門が四月三日・九日・一二日・二一日・二六日・二九日に大坂へ出向いているし(同(17)(20)(23)(29)(31))、太田源五郎は四月八日に太田村に来村し、翌九日から一八日まで毎日普請丁場に出たのち、一九日に大坂へ帰っている(同(18)(21)(24))。池はのちに掲げる史料にも示されているように、代官古川武兵衛の手代である。太田についてははっきりしないが、万年の手代の場合とは記載の仕方が異なっており、おそらく他代官の手代(同じく古川の手代か)であろう。

太田の太田村滞在期間には、同人や池だけでなく、他の代官衆の手代たちも普請に従事していた。表2の(19)に示されているように、「御代官様方之御役人衆中」が太田同様一〇日間同村に宿泊している。(19)の文言によれば、その人数は七人で、七軒の宿に分宿していた。この代官手代による普請助役については、「御手鑑」にも関連する文言がある。すなわち、「同三月廿九日御手伝之外大久保甚兵衛・伏見主水より申付候御普請初、上方御代官之手代下奉行相勤候様に同四月九日申渡」というもので、太田や「御代官様方之御役人衆中」が九日から普請に従事したという「人足諸色入用帳」の内容と合致している。なお、彼らの太田村滞在期間は一〇日間であるが、もちろんこれでは普請が終了するはずがないから、その後彼らは他村へ移動したのであろう。

幕府普請奉行の指揮のもと、上方代官手代衆の行なった川上五二町の普請については、四月一日に太田村幕領方惣百姓一〇七名が「古川武兵衛様御内池甚五右衛門殿」宛に差出した「差上ケ申一札之事」⁽²⁰⁾からその一端を知ることができるとが。この一札は一〇七名の署名・捺印のあとに同村幕領方庄屋仁兵衛および同年寄七名が一札の内容を惣

百姓に守らせる旨記し、同じく署名・捺印を行なったもので、五カ条より成る。第一条で、三人の普請奉行が当村に宿泊しているので火の用心を厳にすること、第二条で、普請奉行衆の家臣に対しては中間衆も含め、無礼なふるまいをしないことを述べたのち、第三条で次のように記している。

一日用人足并請負人小頭等ニ相對を以宿借シ申候ハ、何人御座候共人々出所を相改、何人ハ何方之者、何人ハ誰方ハ被頼候
 訳相改、縦ハ五人三人ニ宿借シ候とも毎晩横帳ニ記庄屋方へ相渡シ可申候事

すなわち、相対で日用人足・請負人小頭などに宿を貸す場合は、毎晩全員について出所や依頼人を横帳に書上げ、庄屋方に渡すこと、というものである。そして、第四条で、この日用人足・請負人小頭から金銀や大切な道具・衣類などを預らぬこと、第五条で、彼らに金銀・扶持方はもちろん、衣類・道具を貸渡さぬことを記している。幕府は普請を開始するにあたり、「此度新川御普請ニ付方々日用人足大勢相集り、当村ニも大分宿借り」(一札の前書部分)という事態をふまえ、大量の日用人足・請負人小頭などの村内への流入が引起こす秩序紊乱を防ぐため、この一札を提出させたのである。これは普請が始まる前の一札であるが、実際の普請においても、普請人足が日用人足であったこと、請負によって普請が行なわれたこと、日用人足や請負人小頭は川筋村々の農家に相対で宿泊したこと―普請人足はまとまって普請小屋などに収容されたのではなかった―は間違いないだろう。このような状況のちに見るように、三大名による普請でも同様であった。もちろん、本多氏や、三大名に遅れて普請手伝を命じられた織田・植村両氏の行なった普請においてもそれは同じであったものと思われる。

三 五大名による普請

四月一日、江戸城において松平左兵衛佐直常、九鬼大和守隆方、岡部美濃守長泰の三名が老中小笠原佐渡守長重より「大和川筋御手伝」⁽²¹⁾を申し渡された。

この三大名の領知高は、松平氏が六万石、九鬼氏が三万六〇〇〇石、岡部氏が五万三〇〇〇石で、合計すると一四万九〇〇〇石となり、本多氏領知高一五万石とほとんど同じである。⁽²²⁾もちろんこれは偶然ではないだろう。手伝大名は三人になったとはいえ、幕府はこの普請があくまでも一五万石相当の大名による手伝普請であるという考えを崩さなかったのである。このことは、川上五二町は手伝大名に代わって仮に幕府が普請を行なっているにすぎないという考え方につながるであろう。実際、この部分の普請費用は手伝大名が負担するのである(後述)。

また、手伝を命じられた大名はいずれも新川の流れる摂津・河内兩國かまたはそれに隣接する国々に城地を有していた。このことは、さきの本多氏についても、またのちに手伝大名に加えられた織田・植村両氏についても同様である。この事實は、大和川付替普請がかなり特異な手伝普請であったことを示している。善積(松尾)美恵子「手伝普請一覧表」⁽²³⁾から知られるように、若干の例外はあるものの、一般的に言って、普請場所に近いところに城地を有する大名がその普請の手伝を命じられるという原則などは存在しなかった。したがって、大和川付替普請では特に意識して普請所近辺の大名に手伝を命じたと考えざるを得ないのである。

しかしながら、現時点ではその理由を明確にすることはできない。ただ、柏原藩では普請中二回、普請終了後一回の計三回も藩主が普請場を見分して⁽²⁴⁾おり、藩主のかかわりの度合いの強い普請であった。幕府もそのことを意図したのであろうが、それにしてもなぜ幕府が必要と考えたのかについては不明である。

三大名の普請分担は表3のとおりである。この表では、本多氏、幕府、織田氏、植村氏のそれぞれが行なった普

表3 大和川付替普請の各丁場とその担当者

| 普 請 丁 場 | 担 当 者 |
|--|------------------|
| 船橋村～川辺村の新大和川および落堀川の開鑿(52町) | 幕 府 |
| 川辺村～城連寺村の新大和川および落堀川の開鑿(23町) | 岡部長泰(和泉国岸和田藩) |
| 城連寺村～庭井村の新大和川および落堀川の開鑿(23町) | 九鬼隆方(摂津国三田藩) |
| 庭井村～浅香谷口の新大和川および落堀川の開鑿(23町) | 松平直常(播磨国明石藩) |
| 浅香谷口～安立町の新大和川および落堀川の開鑿(10町) | 本多忠国(播磨国姫路藩) |
| 十三間川22町分の掘足しと同川所々浚および十三間川橋 橋台普請 旧大和川の築留めと船橋村掘初めの堤および同村井路筋 切れ余りの築足し 築留～狭山東除川ぎわの新大和川堤芝付け | 織田信休 (丹波国柏原藩) |
| 狭山西除川の付替 織田氏担当分以外の新大和川堤芝付け 新大和川川中水尾浚 遠里小野村表堤増普請 落堀川城連寺村水除堤普請 | 植村家敬 (大和国高取藩) |
| 大乗川の付替 | 幕府カ |

(注)1) 「城連寺村記録 乾」、「新大和川掘割由来書上帳」、織田家「日記」宝永元年7月26日条、同8月21日条より作成。

2) 大乗川付替担当者については、『大阪市史』1では織田・植村とあるが、川上52町分および大乗川付替入用金が各大名に割付けられているので(「古今重宝記」〔『泉州史料』1])、ここでは一応幕府担当としておいた。

請所もあわせて記載しておいた。

三大名に普請所が引渡されたのは、「御手鑑」に「宝永元甲申年四月十八日本多中務大輔為代新川御普請御手伝松平左兵衛佐・岡部美濃守・九鬼大和守江御普請所引渡有之由」とあり、四月一八日のことであった。各丁場での普請開始はおそらくこの数日後で、岡部氏担当丁場である城連寺村では「城連寺村記録 乾」に「城連寺村領御普請初日四月廿六日夕初」とあるように、四月二六日であった。

また、表2の⑩に示されているように、三大名の普請開始に伴って、四月二十九日に普請役所が再び太田村から喜連村へ移された。幕府担当箇所(川上五二町)の指揮・監督から幕府および三大名

担当箇所（川上から浅香谷口まで）の指揮・監督へと、その役割が変わったからである。普請役所は六月一日まで喜連村にあり、以後普請終了後の一〇月二五日まで菟田村にあった。宝永元年一月、同村庄屋助左衛門および年寄四名・組頭五名が領主高槻藩に宛てて出した「乍恐御訴申上候」⁽²⁵⁾には次のように記されている。

今度大和川御遠御普請ニ付江戸より 御奉行様大田村・喜連村と申所ニ被遊御座、菟田村江去ル五月廿三日御宿被為仰、六月朔日兩 御奉行様御出被遊、先月廿五日ニ御機嫌好御発足被遊（以下略）

次いで六月二八日、江戸城において植村右衛門佐家敬（二万五〇〇石）・織田山城守信休（二万石）の兩名が「大和川之川凌御普請御手伝」を命じられた。⁽²⁶⁾ それぞれの普請丁場は表3に示した通りである。

本多忠国死後の手伝大名による普請の具体的な内容を窺わせるものとして、次の三点の史料をあげておこう。

三点の史料のうち一点は、岡部氏の普請丁場であった河内国丹北郡東瓜破村小百姓二良左衛門他が宝永元年五月にしたためた「一札」⁽²⁷⁾である。

一 今度岡部美濃守様御家中様川掘御普請に付当村に御宿御借り被極候、御衆中様方々に対し万事不礼成儀少も仕間敷、弥我々共召使の下人共に至るまで堅く可申付候御事

一 火用心之儀常に御申付被成候得共、此度之儀弥念入^(不礼)相成儀仕間敷候御事

一 御普請人足日用等に宿借し申上候念入、^(筋力)慥成物には宿仕、^(朝礼)有論成ものには一夜之宿も借し申間敷御事

同村滞在中の岡部氏家中に対し無礼を働かぬこと、火の用心を一層念入りに行なうこと、普請人足の日用などに對しては、たしかな者に限り宿を貸すこと、というものである。四月一日に大田村惣百姓が池甚五右衛門に差出した一札と同様、普請人足は日用であり、彼らは個々に新川沿いの村々に宿泊していたことが知られる。

新川周辺村々に滞在したこれら大量の日用人足はどのような条件のもとで普請に従事したのであろうか。これに

関しては、「城連寺村記録 乾」に次のような記述がある。これがこの期の普請の実態を示す二つ目の史料である。

(略) 御迭代^(手伝)御役人中被仰へ、願尤ニハ候へども、諸方々数方之人足入込候処、近村へ手分ケ不相成、尤御普請ハ三奉行様御急故猶予不相成候間、随分人を入刈取様被仰渡候、仍而諸方々とひ人尋候へ共、来候者へ御普請方へ参候方勝手能候故、一日錢貳百文ツ、三度支度為致やとひニ茂無人、拾町余作立候麦堤敷ニ相成候(略)

省略部分の記述より、ここに述べられていることがらのあつた時期は五月であつたことがわかる。これは刈入れの済んでいない一〇町余の麦畑が、城連寺村の願いにもかかわらず、堤敷となつてしまつた経緯を述べたものである。この史料では、一日錢二〇〇文、三度の食事付の麦刈人足よりも、大和川普請人足の方が条件が有利で、そのため麦刈ができなかつたと述べている。「諸方々数方之人足入込」というのは、四月一日の太田村の一札に書かれた文言を考え合わせれば全くの誇張ではないことがわかるが、このような大量の人足を集めるためにはかなり有利な条件を示さねばならなかつたのである。なお、付替に先立って作成された「大和川新川大見積」、「川違新川普請大見積」⁽²⁸⁾では人足賃銀をいづれも一人一日銀一匁五分としていた。

三つ目の史料は、同年一〇月一五日に、十右衛門・作兵衛他四名が「御代官様」に差出した「差上申濟口証文之事」(旧東瓜破村全田家文書)⁽²⁹⁾である。ここでは最初の部分だけを掲げておく。

一今度新川御普請南側五拾九番之御丁場長原村十右衛門御請負之内、川下拾間口并落堀共大坂釣鐘町作兵衛下請普請仕候処、坪詰勘定出入ニ罷成(以下略)

省略した部分をも含めた証文全体の大意は、長原村十右衛門が請負つた新川南側五九番の丁場のうち、川下一〇間分(落堀川を含む)は大坂釣鐘町作兵衛が下請を行なつていたが、両者の間で坪詰勘定出入があり、長原村・瓜

破村両庄屋の曖いによって、十右衛門から作兵衛に銀一貫六〇〇匁を支払うことで解決した、というものである。五九番の丁場とは新川起点（船橋村）から五八町目く五九町目の一町分の普請場のことであろう。事実、この場所は東瓜破村の内にある。

この史料から次のことを知り得る。まず第一に、新川は南北それぞれ一町分ずつが請負丁場の単位となっていたことである。南側については落堀川が含まれていた。次に、普請場を一町単位で請負った請負人は、それをさらに下請に出すことがあったということである。この例では、請負人は近村の農民で、下請人は大坂の町人である。これが一般的な形であったかどうかはわからないが、大和川付替普請では無原則的に請負人を募ったのではなく、まづもって近村の農民に請負させたのではないだろうか。そして、これは新川開鑿によって迷惑を受ける川筋村々の利益を優先的に考えたためではないか。⁽³⁰⁾なお、請負人は下請を置かずに自身だけで丁場を担当することもあっただろうが、たいていの場合、普請請負を業とする町人が下請人となったものと思われる。

普請が終了したのは、織田家「日記」一〇月一五日条に「去ル十三日就吉日大和川切逺辰刻首尾好相済候」とあり、また表2の(8)にも示されているように、一〇月一三日のことであった。各大名の割当て丁場については、普請の終わった時期はもちろんそれぞれ異なっていた。旧大和川の築留めをも担当した織田氏の場合、新川切通し直前まで普請を行っていた。「日記」一〇月五日条には、「築留御急キ之由被仰渡旨申来」とある。これに対し、岡部氏は九月上旬に普請を終えており、同月一日には藩主が普請終了後の見分を行なっている。「日記」九月一二日条には、「岡部美濃守様御丁場相済、十一日御見分ニ御出之由」とある。また、同氏は「古今重宝記」に、「十月朔日惣御人数御引取被成候」とあるように、一〇月一日に派遣役人すべてを引上げさせている。

表4 宝永元年8月3日に普請3奉行が幕府に提出した普請見積り

| 普 請 内 容 | 普 請 入 用 高 | | |
|-----------------|---------------|-------------|----------|
| | 銀 額 | 換 算 金 額 | |
| 新大和川筋 | (a) 本多氏担当10町分 | 106貫 | 1,766両余 |
| | (b) 幕府担当52町分 | 776貫余 | 12,933両余 |
| | (c) 3大名担当69町分 | 3,635貫800匁余 | 60,596両余 |
| (d) 浅香山谷浚〔10町〕 | 60貫 | 1,000両 | |
| (e) 惣堤芝伏 | 120貫 | 2,000両 | |
| (f) 狭山西除川・大乗川切違 | (52貫800匁余) | 880両余 | |
| 計 | (4,750貫600匁余) | 79,175両余 | |

(注) 1) 「新大和川堀割由来書上帳」による。

2) () 内は記載がなかったため、金額より逆換算した。

最後に、手伝大名の負担した普請入用金について若干触れておこう。まず、「手鑑」⁽³¹⁾には次のように記されている。この史料はよく引用されるが、一応検討を行なっておかねばならない。

御入用高金七万五千五百三両余

三万七千五百三両余御入用

三万四千両へ御手伝大名五人へ出銀

ここに記された幕府負担分三万七五〇三両余については、宝永元年一二月に万年長十郎が記した「古川筋川床堤敷深野池并新開池新田大積帳」⁽³²⁾に、「今度川違御普請御手伝衆入用之外不足之分へ大坂御金蔵へ相渡シ候ニ付、御入用金三万七千両余ニ而御座候」とあるところから、その金額はほぼ正確といえる。また、さきに少し触れた八月三日付各丁場普請見積り書(「新大和川堀割由来書上帳」)をまとめたのが表4である。これによれば、普請入用総額は七万九一七五両余である。しかし、ここには十三間川普請入用などは含まれていないから、全体の見積り額はこれより多くなるはずである。とはいえ、この見積り額から、「手鑑」に記されている普請総額七万一五〇三両余が、たとえ実際の入用高ではなくとも、それから大きくかけ離れるものでは

ないと考えてよいだろう。とするならば、大名出金高三万四〇〇〇両というものも、同様に実際額から大きく離れることはないだろう。

次に、大名出金高に関して得られた史料を三点あげておこう。

(イ) 昨廿九日御奉行所へ滝三郎兵衛被 召寄、御列座ニ而被仰渡候へ、御普請中絶ノ内 公儀普請ニ成候内御入用金此度 植村右衛門佐様・此方様へ御懸リ、早速被指上候様ニ被仰渡候由

○金千三百七拾八兩三步余⁽³³⁾

(ロ) 大和川之上五拾式丁場・大乗川御入用帳面先頃三田聞役衆ゝ飯田新九郎方迄被指越、此方ニ写留、本帳高取役人衆へ新九郎⁽³⁴⁾遺之

(ハ) (略) 瓜割と云所にて丁場二十三丁御請取被成候内堀割八丁・築堤十五丁、堀坪合八万四千六百八十九坪一合、築堤坪合三万五千七百九十八坪四合

右貫銀合八百六貫百十三匁五分九厘

外に二百九貫七百二十匁五分一厘

川上五十二丁堀井^(場)大乗川御普請入用五万三千石知行高割銀出る

惣合銀千十五貫八百三十四匁一分

此金一万六千九百三十兩二步四匁一分也⁽³⁵⁾

(イ)の内容は、柏原藩普請役人滝三郎兵衛が七月二十九日に普請奉行衆より、幕府が本多氏に代わって行なった普請の入用金の一部を出すよう命じられたというものである。この日は同藩の鍬初めの日であった。⁽³⁶⁾ (ロ)は普請終了後川上五二町および大乗川普請入用帳が三田藩から柏原藩に回され、同藩ではそれを写し取ったのも高取藩に回したというものの、(ハ)は大和川付替にあたって岸和田藩が負担した費用の内訳である。

まず、川上五二町の普請入用と大乗川普請入用とはひとまとめにされ(四)・(イ)、手伝大名に高割で課された(ハ)ということについて確認しておこう。(イ)によれば、岸和田藩の負担は二〇九貫七二〇匁五分一厘であった。五大名の領知高の合計は一八万九五〇〇石であるから、五万三〇〇〇石の同藩の負担額がこれであれば、全体では銀七四九貫八四九匁七分二厘、金に直して一万二四九七兩一分三朱余となる。この金額は表4の(b)の金額に、(f)から推定される大乗川普請入用高四〇五〇〇兩を足したものに近い。したがって、川上五二町および大乗川の普請入用は手伝五大名がそれぞれの領知高に応じて負担したことは間違いない。

また、(イ)によれば、柏原藩の負担した「御普請中絶ノ内 公儀普請ニ成候内御入用金」は金一三七八兩三分余であった。同藩領知高は二万石であるから、この割合で計算すれば、一八万九五〇〇石では一万三〇六三兩二分二朱余となり、表4の(b)とほとんど変わりがない。表4に示した普請見積りが行なわれたのと、同藩に普請入用金が課されたのはほぼ同時期であるから、このとき同藩が負担したのは川上五二町の普請入用だけだったのだろう。この時点では川上五二町の普請見積り額だけが五大名に課され、その後大乗川普請入用をも合わせた実際の入用高によって各大名の出金高が計算し直されたのではないだろうか。

ところで、(イ)で岸和田藩が二三町の丁場の人足賃銀八〇六貫一一三匁五分九厘を負担したと記されていることについては問題がある。一応、松平・九鬼両氏それぞれの担当丁場も同額の人足賃を要したとすれば、六九町分の人足賃銀は二四一八貫三四〇匁七分となる。これは金に直せば四万三〇五兩二分二朱余となり、五大名出金高といわれる三万四〇〇〇兩を超えてしまう。したがって、岸和田藩が二三町の普請入用八〇六貫一一三匁五分九厘を出金したとは考えられないのである。この点をどう理解するかについては、現時点においては判断の手がかりがなく、

後考に俟ちたいと思う。

おわりに

以上、大和川付替手伝普請の具体的な経過について検討した。その結果、普請の進行状況、幕府や藩の普請担当者、作業内容、普請役所の移動、普請人足および請負普請の実態、普請の新川周辺村々に与えた影響、普請費用の大名への割当てなどについて、これまで知られていなかった諸事実を明らかにすることができた。もちろん、本稿では普請の個々の局面をそれぞれ部分的に明らかにしたに過ぎない。今後新史料の発見につとめ、その全体像を描き出す必要がある。

ところで、付替普請の実態を解明することは、単に知られていない事実が明らかになるということにとどまらぬ意味をもっている。すでに、松尾美恵子氏によって明らかにされているように、この普請は宝永期以降頻繁に行なわれるようになる河川手伝普請の最初のものであり、その歴史の変遷を知る上でもこの作業は必要なのである。⁽³⁸⁾

河川手伝普請制度の歴史の変遷を最初に本格的に考察したのは松尾氏であるが、それをうけて大谷貞夫氏がより細かく時期区分を行なっている。氏によれば、宝永期の河川手伝普請は、享保く明和期にみられるような、多数の藩士を派遣して普請にかなり深くかわり合うという形態とは異なり、少数の藩士が現場に赴き、普請場を時々見廻るような形態であった。それは、手伝大名は形式的に丁場を受取り、単に分担金を支払うだけという安永期以降の「御金御手伝」とは異なるものの、それに近いものであったという。⁽³⁹⁾

本稿で明らかになった諸事実をふまえ、右のことに言及するならば、藩よりの派遣役人の数については、担当丁

場の多少、普請期間の長短の違いによって、他の普請例と単純に比較することはできないからひとまずおくとして、手伝大名の普請に対するかかわりの程度はかなり強かったといえるのではないだろうか。本多氏家臣が普請前の水盛などに携わっていたこと、忠国死後の手伝普請において、藩主が普請所の見廻りを三度も行なっていることがそのことを物語っている。すなわち、宝永元年大和川付替手伝普請は、以後引続いて行なわれた宝永期の河川手伝普請とは様相を異にするのではないかと考えられるのである。

しかしながら、そのことを検討するためには、普請に際して幕府役人と手伝大名役人とがどのような関係にあったのか、手伝大名役人がどのような形で請負人や日用人足と接したのか、手伝大名はどのような形で普請費用を出したのか——本稿で述べたことに関していえば、岸和田藩が出金したという銀八〇六貫余をどのように考えるか——などを説明することが必要になる。これらのことを今後の課題として提示しておきたい。

注

- (1) 大和川付替二百五十年記念顕彰事業委員会発行、一九五五年。
- (2) おもなものとして、『大阪府誌』四(一九〇三年)、『大阪市史』一(一九二三年)、『中河内郡誌』(一九三三年)、『堺市史』三(一九三〇年)、『柏原町史』(一九五五年)、『東住吉区史』(一九六一年)、『布施市史』二(一九六七年)、『柏原市史』三(一九七二年)、『大阪府史』五(一九八五年)、『松原市史』一(同)など。
- (3) 山口之夫「大和川川違えの社会経済史的意義」『ヒストリア』五五、一九七〇年四月。
- (4) このうち、『松原市史』一は新史料をふまえ、かつ歴史地理学的観点からの考察をも行なって記述しており、従来のパターンを打ち破っている。しかし、普請そのものについての記述はごくわずかである。
- (5) 織田信和氏所蔵。「日記」は現在兵庫県氷上郡柏原町大字柏原の屋敷部落の倉庫に保管されている。
- (6) 国立公文書館所蔵「柳営日記」同日条。

- (7) 大阪府立中之島図書館所蔵旧河内国志紀郡太田村柏原家文書のうち「寛」、寛政八年(一七九〇)二月「新大和川堀割由来書上帳」(『松原市史』五〔一九七六年〕所収旧河内国丹北郡城連寺村長谷川家文書)、『徳川実紀』元禄一六年六月七・一〇日条。
- (8) 『寛政重修諸家譜』一一。
- (9) 「新大和川堀割由来書上帳」。
- (10) 「柳営日次記」同日条。
- (11) 「新大和川堀割由来書上帳」。
- (12) 旧撰津国住吉郡平野郷町杭全神社所蔵宝永元年「寛帳」。ただし、大阪市史編纂所所蔵の写真版による。
- (13) 「新大和川堀割由来書上帳」。ただし、二月一九・二〇日については、元禄一六年二月〜宝永五年五月の願書類を写した「御訴詔御願扣帳」(旧撰津国住吉郡苅田村寺田家文書)による。
- (14) 寺田兵次郎編『泉州史料』一、一九一四年。
- (15) 『寛政重修諸家譜』一一。
- (16) 当時太田村は幕領と戸田能登守忠真領との相給村であった(宝永元年一月代官宛太田村庄屋仁兵衛「乍恐口上」〔柏原家文書〕)。
- (17) 「新大和川堀割由来書上帳」。
- (18) 「城連寺村記録」(『松原市史』五所収長谷川家文書)。
- (19) 「新大和川堀割由来書上帳」。
- (20) 柏原家文書。
- (21) 「柳営日次記」同日条。
- (22) 各大名の領知高は、『徳川諸家系譜』四(松平氏)、『寛政重修諸家譜』一五(九鬼氏)、『同』一四(岡部氏)、『同』一一(本多氏)による。
- (23) 学習院大学文学部『研究年報』一五、一九六九年二月。
- (24) 織田家「日記」宝永元年八月二三日条、同九月二日条、同一月一六・二三日条。

- (25) 「御詔願御願扣帳」。
- (26) 「柳營日次記」同日条。兩名の領知高は『寛政重修諸家譜』五(植村氏)、『同』八(織田氏)による。
- (27) 『大和川付替工事史』所収史料。ただし、傍注は村田による。
- (28) とともに『八尾市史』史料編(一九六〇年)所収中家文書。
- (29) ここでは大阪市史編纂所所蔵の全田家文書写真版を利用した。
- (30) 長原村もわずかながら、新川開鑿によって村内に潰地を生じている(大阪市史編纂所所蔵の写本「大和川川違旧記」)。
- (31) 大阪市史編纂所編『大阪市史料』六、一九八二年。
- (32) 竹安繁治「古大和川筋新田開発史料」(『近世史研究』三三、一九六二年三月)。
- (33) 織田家「日記」宝永元年八月一日条。
- (34) 織田家「日記」宝永元年二月二日条。
- (35) 「古今重宝記」。
- (36) 織田家「日記」宝永元年八月一日条。
- (37) 善積(松尾)美恵子「手伝普請について」(学習院大学文学部『研究年報』一四、一九六八年二月)、同注(23)論文。
- (38) 大和川付替普請以前の河川手伝普請としては、大谷貞夫氏が「宝永期の川普請助役について」(『国学院雑誌』八〇—一、一九七九年一月)で、慶長九年(一六〇四)に深溝藩松平忠利による矢作川普請助役があったことを指摘している。
- (39) 大谷貞夫「寛保の関東大水と大名手伝普請」(『国史学』一〇一、一九七七年三月)、同注(38)論文、同「明和安永期の川普請助役について」(『国学院雑誌』八四—一、一九八三年一月)。(一九八六年九月成稿)

(文学部助手)

〔付記〕

論文作成にあたっては、国立公文書館、大阪府立中之島図書館、大阪市史編纂所の方々、および杭全神社宮司藤江正謹氏、元柏原町公民館館長藤本正也氏、全田健吉氏、寺田孟・同孝重氏のお世話になった。また、英文要旨作成にあたっては、ゲイリー・P・ループ氏のお世話になった。記してお礼申し上げます。